

## 5. 関係法令・通達・要綱

関係法令・通達・要綱一覧

分類	名称	公布・通知日	ページ
1. 法令	改正道路運送法（平成18年5月19日法律第40号）「有償運送」部分抜粋	H18. 5. 19	49
	道路運送法施行規則（平成18年10月1日施行）抜粋		53
	道路運送法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆議院国土交通委員会）	H18. 4. 14	61
	道路運送法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（参議院国土交通委員会）	H18. 5. 11	62
2. 通達	【国自旅第143号】福祉有償運送の登録に関する処理方針について	H18. 9. 15	63
	【国自旅第144号】自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて	H18. 9. 15	77
	【国自旅第145号】運営協議会に関する国土交通省としての考え方について	H18. 9. 15	81
	【国自旅第169号】一般常用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて	H18. 9. 25	89
	【国自旅第170号】福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について	H18. 9. 25	98
	NPO等による福祉有償運送等に係る運営協議会の設置及び運営の円滑化について	H18. 9. 29	101
	介護輸送に係る法的取扱いについて	H18. 9	103
	道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について	H18. 9. 29	105
	自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について	H18. 9. 29 H19. 5. 8 一部改正	109
	改正前の道路運送法第80条第1項の許可を受けた訪問介護員等の講習の取扱いについて	H19. 6. 1	117
3. 要綱	草津市有償運送運営協議会設置要綱	H19. 12. 27	118

※様式等は省略しています。

## 改正道路運送法（平成18年5月19日法律第四十号）「有償運送」部分抜粋

### （有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

### （登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### （登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
  - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
  - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

### （登録の実施）

第七十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
  - 二 登録年月日及び登録番号
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

### （登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分

を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消の日から二年を経過していないものを含む。)であるとき。

- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。
- 六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

#### (登録の有効期間)

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間(次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。)は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

#### (有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### (変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者(以下「自家用有償旅客運送者」という。)は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなつた場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第七十九条の四第一項中

「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

- 3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(旅客から収受する対価の揭示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から収受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように揭示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
  - 一 自家用有償旅客運送自動車の運行の管理の方法を改善すること。
  - 二 路線又は運送の区域を変更すること。
  - 三 旅客から収受する対価を変更すること。
  - 四 旅客の運送に関し支払うことあるべき損害賠償のための保険契約を締結すること。

(事故の報告)

第七十九条の十 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止)

第七十九条の十一 自家用有償旅客運送者は、その業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 二 不正の手段により第七十九条の登録、第七十九条の六第一項の有効期間の更新の登録又は第七十九条の七第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第七十九条の四第一項第一号、第三号、第四号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
- 四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

2 第七十九条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(登録の抹消)

第七十九条の十三 国土交通大臣は、第七十九条の登録の有効期間(第七十九条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の規定によりなお効力を有することとされる期間を含む。)が満了したとき、第七十九条の十一の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該自家用有償旅客運送者の登録を抹消しなければならない。

(有償貸渡し)

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

(平成18年10月1日施行)

## 道路運送法施行規則（平成18年10月1日施行）抜粋

（法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第34条の規定により設立された法人
- 二 農業協同組合
- 三 消費生活協同組合
- 四 医療法人
- 五 社会福祉法人
- 六 商工会議所
- 七 商工会

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の輸送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第7号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であって第五十一条の二十五の名簿に起債されている物及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が、乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって第五十一条の二十五の名簿に起債されている物及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
  - ロ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
  - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
  - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

（有償運送の許可申請）

第五十条 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運送需要者
- 三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量
- 四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域
- 五 有償運送を必要とする理由

（自家用有償旅客運送の種別）

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 過疎地有償運送
- 三 福祉有償運送

（申請書の記載事項）

第五十一条の二 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあっては、運送の区域）
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿
- 二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- 三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類
- 五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 九 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 十 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十一 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 十二 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 十三 過疎地有償運送及び福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿

（運送の区域）

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定め行うものを除く。）をしてはならない。

（自家用有償旅客運送者登録簿）

第五十一条の五 法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）は第一号様式によるものとする。

（登録証）

第五十一条の六 国土交通大臣は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録の有効期間
- 三 名称及び住所
- 四 自家用有償旅客運送の種別
- 五 路線又は運送の区域



(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行なうために一若しくは複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。)において協議が調っていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 六 運営協議会を主催する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行なう場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置)

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有
- 二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して市町村運営有償運送(第四十九条第三号に掲げる者を限定して運送を行うものに限る。)又は福祉有償運送を行うにあつては、第五十一条の十六第三項に規定する要件を満たす運転者その他の乗務員の確保
- 三 第五十一条の十七第一項に規定する運行の管理の体制の整備及び運行の管理の責任者の選任
- 四 第五十一条の二十に規定する整備の管理の体制の整備及び整備の管理の責任者の選任
- 五 第五十一条の二十一に規定する要件を満たす自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置
- 六 第五十一条の二十二第一項に規定する事故が発生した場合の連絡体制の整備及び責任者の選任

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲

- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。

- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第五十一条の十一 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
- 二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあっては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類
- 三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が、法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は、第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあっては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調っていることを証する書類

3 国土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

(法第七十九条の七第一項の事由)

第五十一条の十二 法第七十九条の七第一項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- 一 運行している路線に係る道路又は橋りょうの損壊等により、当該道路又は橋りょうを安全に通行することができなくなったこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、道路法、道路交通法その他の法令の規定により、運行している路線に係る道路の通行が禁止され、又は制限されたこと。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別(過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が、その過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)
- 三 路線又は運送の区域(減少する場合に限る。)
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲

2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 変更した事項

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
- 二 登録証

4 国土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

(旅客から収受する対価の揭示等)

第五十一条の十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他の適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

(旅客から収受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあっては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十八号)第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件を備える運転者を乗車させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗車させなければならない。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。
- 二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

4 第一項第一号及び前項第二号の認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。

- 一 講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

5 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けようとする者は、申請書に告示で定める事項を記載した書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。

6 第一項第一号及び第三項第二号の認定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、告示する。

(運行管理)

第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

- 2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客自動車の数を二十(同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあっては、四十)で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上選任されなければならない。
  - 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
  - 二 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第九条の九第一項に規定する要件を備える者
  - 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
- 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
  - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあっては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
  - 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
  - 六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
  - 七 第五十一条の二十二第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
  - 八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務。

(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。
  - 一 運転者の氏名
  - 二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
  - 三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
  - 四 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則(昭和三十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所
- 四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
  - イ 運転免許証の番号及び有効期限
  - ロ 運転免許の年月日及び種類

八 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 運転者の氏名

四 運転免許証の有効期限

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

(整備管理)

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の選任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

(事故対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他の連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

一 運転者の氏名

二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示

三 事故の発生日時

四 事故の発生場所

五 事故の当事者(運転者を除く。)の氏名

六 事故の概要(損害の程度を含む。)

七 事故の原因

八 再発防止対策

(損害を賠償するための措置)

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかななければならない。

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

一 名称

二 「有償運送車両」の文字

三 登録番号

- 2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。
  - 一 横書きであること
  - 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること
- 3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十四 市町村運営有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称、自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名及び自動車登録番号並びに旅客から收受する対価に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送を行う場合にあっては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

(苦情処理)

第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取り扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

- 2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申し出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。
  - 一 苦情の内容
  - 二 原因究明の結果
  - 三 苦情に対する弁明の内容
  - 四 改善措置
  - 五 苦情処理を担当した者

(登録証の返納)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の十二第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長に返納しなければならない。

# 道路運送法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議

平成18年4月14日  
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 地域の多様な需要への対応及び移動制約者の移動手段の確保の重要性にかんがみ、コミュニティバス、乗合タクシー、NPOによる福祉有償運送等の運送サービスが安全・確実に提供され、その普及が円滑に進むよう、法の適正な運用に万全を期するとともに、法施行後の状況の把握に努め、引き続き地域交通の充実策について検討すること。また、タクシー営業類似行為、いわゆる白タクの防止のため、適切な対応をとること。

二 運送主体のNPO等が作成する会員名簿等の個人情報の管理に当たっては、個人情報の漏えいのないよう適切な指導をおこなうこと。

三 地域の需要に即した乗合運送サービスの運行形態等について協議を行う新たな協議組織が多くの地方公共団体で設置されるよう、関係者に対し本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性等を協議するために設置されている運営協議会についても、多くの地方公共団体で設置が促進され、NPO等関係者の意見等が反映されるよう必要に応じ構成員として含めるなど、一層の取組に努めること。

四 自動車登録情報の電子的提供に当たっては、個人情報の漏えいを未然に防止することが特に求められることから、登録情報提供機関において個人情報の厳格な取扱いが確保されるよう、適切な指導・監督に努めること。また、不当な情報の取得を防止するため、申請時においては、自動車登録番号と併せて車台番号も要することについて検討を行うこと。

五 架装メーカー等自動車の改造等を行う事業者に対し、本法改正の趣旨の周知徹底を図るとともに、適切な指導等を行うこと。

六 自動車の検査・点検制度の向上のため、広く関係者及び国民の意見を求めつつ、引き続き、安全確保、環境保全、技術進歩の面からの検討を行うこと。

七 リコール業務の迅速かつ的確な運営を確保するため、情報収集活動の拡大に努めるとともに、特に、リコール不正事案の再発防止のための施策の充実を努めること。

# 道路運送法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議

平成18年5月11日  
参議院国土交通委員会

- 一 福祉有償運送や過疎地有償運送に係る運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底するとともに、その設置及び運営状況についての情報が当該地域の住民等に積極的に公開されるよう努めること。
- 二 本法の施行状況の検証を行い、特に、過疎地等の住民の移動手段の確保策について、地域の実情に応じ様々な観点から具体策を検討すること。
- 三 NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示すとともに、運転手の技能水準及び安全性の確保に万全を期すよう措置すること。

なお、移動制約者の自由な移動が確保され、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が引き続き確保されるよう十分配慮すること。

- 四 自動車の不正な架装を行う事業者に対して、本法改正の趣旨に則り適切な指導を行うとともに、継続検査時の構造に関する審査については、自動車検査証により新規検査時以降の変更の有無を確認できるようにするなど、実施体制の確立を図ること。
- 五 リコール業務の迅速かつ適確な運営を確保するため、利用者等からの情報収集の拡大に努めるとともに、リコールに係る不正行為の再発防止のための施策の充実に努めること。

右決議する。



国自旅第143号  
平成18年9月15日

各 地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

### 福祉有償運送の登録に関する処理方針について

平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客輸送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、福祉有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

## 福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

### 1．福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第3号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「法人等」という。）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

### 2．登録の申請

#### （1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合

登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合

登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合

現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

#### （2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に、（3）に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。

申請者の名称

申請者の住所

申請者の代表者の氏名

自家用有償旅客運送の種別

運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位と

するものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

#### 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

（ロ）車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

（ハ）兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

（ニ）回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

（ホ）セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

#### 運送しようとする旅客の範囲

（イ）運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

（ロ）施行規則第49条第3号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。

（ハ）施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。

（ニ）施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、発達障害、自閉症、学習障害を含むものとする。

（ホ）福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、施行規則第49条第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であつて当該地域における運営協議会が必要と認められた場

合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から收受する対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

#### その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

### （3）添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

#### 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿。

#### いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第2号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

#### 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、運営協議会において協議が調っていることを証する書類とは、運営協議会が申請者に交付した様式第3号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

#### 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

#### 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第8号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の

16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。）又は参考様式第ロ号に定める会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類のいずれかとする。

#### (4) 登録の実施

登録番号の付与

運輸支局長等は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する法人等であって、1の法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあつては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人等の登記上、活動拠

点たる事務所が法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

#### 登録を行った場合の通知

運輸支局長等は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第7号）の交付によって代えることができるものとする。

#### 登録簿

運輸支局長等は、申請者を登録簿に登録した場合には、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

#### 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

- (イ) 申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

### (5) 登録の拒否

以下の ~ のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。

法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の(イ)～(へ)のいずれかに該当するものであること。

- (イ) 運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）  
ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあっては、この限りでない。
- (ロ) 施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあっては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その

他の乗務員が確保されていないと認められる場合

- (八) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (二) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- (へ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

### 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

#### (1) 運転者の要件

施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じた運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

#### (2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

#### (3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参

考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において定めるものとする。

施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(9) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第チ号を参考とし



て運送者において書式を定め記録するものとする。

(10) その他の留意事項

運営協議会は、上記に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等に通知を行うものとする。

複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

有効期間が満了した後、更新登録の申請があつた場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと

法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと

法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

### (3) 更新登録の実施

上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。

運輸支局長等は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

運輸支局長等は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。

更新登録を行った運輸支局長等は、関係する運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。

更新登録を拒否した場合には、2.(5)の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

## 5. 変更登録

### (1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下の又はに掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

運送の区域（減少することとなる場合を除く。）

運送の種別（既に過疎地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

### (2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1 - 3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行うものとする。

### (3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

運送の区域が拡大される場合

(イ) 上記2.(3) ~ に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域にお

ける運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記 2.(3) ~ に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第 51 条の 16 第 1 項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

#### (4) 変更登録の実施

変更登録は上記 2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

運輸支局長等は、変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

変更登録を行った運輸支局長等は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。

変更登録を拒否した場合には、2.(5) の場合に準じ、様式第 8 号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会の主宰者である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知する。

#### (5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合には、有効期間の更新は行わない。

### 6. 軽微な事項の変更の届出

#### (1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書(申請様式第 1 - 4 号)により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が 5 両以上となった場合には、当該届出書に施行規則第 51 条の 3 第 9 号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第 51 条の 17 第 2 項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

## (2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

## 7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとする。

## 8. 登録の抹消

(1) 運輸支局長等は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。

(2) 運輸支局長等は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

## 附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。

3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複

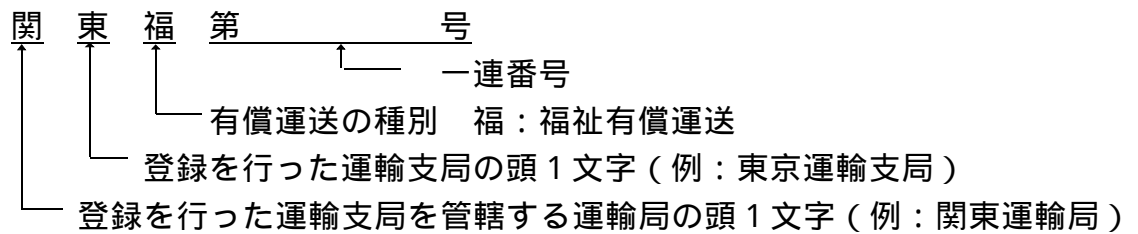
数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。

- 4．みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
- 5．改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
- 6．改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

別記 1 .

登録番号の付与方法

【番号付与例】



注 1 . 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。

2 . 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに を付すものとする。



平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

4. 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに を付すものとする。

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 7 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)

## 4. 変更しようとする事項

## (1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

## (2) 運送の区域の変更

新	旧

## 5. 変更予定期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

名 称  
住 所  
代表者の氏名

## 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 13 の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

## 記

1. 名称、住所、代表者の氏名
2. 登録番号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
(福祉有償運送)
4. 軽微な事項の変更

## (1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

## (2) 自家用有償旅客運送の種別

(過疎地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称又は位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )
旧		所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( )内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

		新	旧
福 社	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	その他		

行うものに を付すものとする。

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号 参考様式第ロ号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	(様式第9号)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号 参考様式第ロ号
9	登録証（更新登録、変更登録等の場合）	様式第7号
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書他）	（様式第9号）

運輸局 運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名



平成 年 月 日

申 請 者 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村  
( 名 称 )  
  
( 対象市町村 )
2. 運営協議会にて合意に至った年月日
3. 合意の内容
  - (1) 運送主体
  
  - (2) 運送の区域
  
  - (3) 旅客から収受する対価 ( 対価の内容を添付すること )
  
  - (4) その他特記事項

平成 年 月 日

市運営協議会  
主宰者

市長 印

## 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、 運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類
1			種
2			種
3			種
4			種
5			種
6			種
7			種
8			種

受けている運転免許の別（1種、2種）の別を記載すること。

普通第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

## 乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（ ）が、 運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉有償運送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が、運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

登録番号	
運送主体(申請者)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ( )

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	<sup>1</sup> 資格の種類
1			
2			

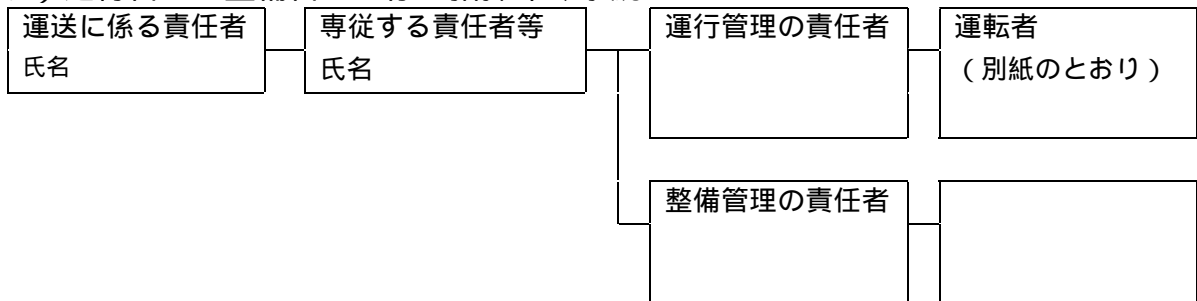
5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。

資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

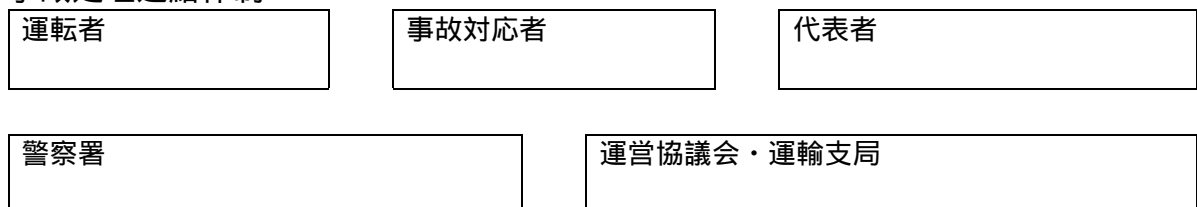
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1		

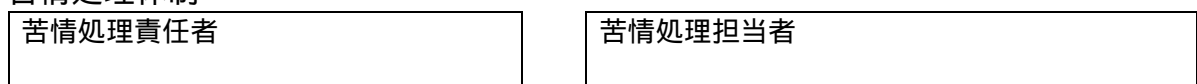
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

### 記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 運送の区域
6. 登録に付す条件

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長

( 申 請 者 ) 殿

## 登録拒否理由通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により（一部）登録を拒否したので通知する。

### 記

#### 1. 登録を拒否した事項

#### 2. 登録の拒否を行った理由

( 文 例 )

- ・ 道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 項第 1 号（第 2 号、第 3 号、第 4 号）に掲げる欠格事由に該当しているため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 7 に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第 7 9 条の 4 第 1 項第 5 号の合意が得られていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項に定める必要な要件を備える運転者の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 7 第 1 項に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 0 に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 1 に規定する旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第 5 1 条の 2 2 第 1 項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第9号

運輸局 運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

### 記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

平成 年 月 日

名 称  
住 所  
代表者の氏名

# 旅 客 の 名 簿

( 福祉有償運送用 )

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由				備考
				イ	ロ	ハ	ニ	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

- イ 身体障害者
- ロ 要介護認定者
- ハ 要支援認定者
- ニ その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）



### 身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
6 級			知 的 障 害 者		
5 級				軽 度	
4 級				中 度	
3 級				重 度	
2 級					
1 級					
合計			精 神 障 害 者		人 数
要支援認定者		人 数		3 級	
要 支 援 1				2 級	
要 支 援 2				1 級	
合計			診 断 書		
要介護認定者		人 数	そ の 他		人 数
要 介 護 1				肢体不自由者	
要 介 護 2				内 部 障 害	
要 介 護 3				そ の 他	
要 介 護 4					
要 介 護 5					
合 計			合 計		
総合計					

# 安全な運転のための確認表

平成 年 月 日

番号	運転者氏名	疾病	疲労	飲酒	その他理由	運行の安全確保のための指示	確認時間	確認者
1		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
2		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
3		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
4		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
5		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
6		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
7		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
8		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
9		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			
10		(有・無)	(有・無)	(有・無)	理由欄			

# 乗 務 記 録

日 付	
運 転 者 名	
自動車登録番号	

	会 員 名	付添人	発 地	主な経過地	着 地	運送に要した時間及び距離			収受した対価
						開 始	終 了	乗務距離	
1		人		( )		:	:		円
2		人		( )		:	:		円
3		人		( )		:	:		円
4		人		( )		:	:		円
5		人		( )		:	:		円
6		人		( )		:	:		円
7		人		( )		:	:		円
8		人		( )		:	:		円
9		人		( )		:	:		円
10		人		( )		:	:		円
11		人		( )		:	:		円
12		人		( )		:	:		円
13		人		( )		:	:		円
計		人							円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生し足し場合の概要、原因
-----
-----
-----
-----
-----

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

# 運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者 となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

## 講 習 等 の 受 講 歴

### 1 . 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

### 2 . 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無(セダン型自動車を運転する場合に必要な講習等)

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	訪 問 介 護 員 等 の 資 格
年 月 日		資格等の名称：
年 月 日		
年 月 日		取得年月日：
年 月 日		

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	平成    年    月    日

## 運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第16条第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第16条第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印



作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

# 事 故 の 記 録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

---



---



---



---

事故の概要 ( 損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等 )

---



---



---



---



---

事故の原因

---



---



---



---



---

再発防止対策

---



---



---



---

# 苦 情 処 理 簿

事務所名	
受 付 者	

申 告 者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
( 申 告 内 容 )		
( 原 因 究 明 の 結 果 )		処 理 担 当 者 :
( 苦 情 に 対 す る 弁 明 の 内 容 )		処 理 担 当 者 :
( 改 善 措 置 )		処 理 担 当 者 :

各地方運輸局長  
沖繩総合事務局長

殿

自動車交通局長

## 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

### 記

#### 1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

#### 2. 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

##### (1) 対価の範囲

過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の及びに掲げる範囲のものをいう。

運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

運送の対価以外の対価



運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。） 添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金） ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ・ロ・ハ.の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合にあっては、運営協議会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず 1 回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

（注）会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第 79 条の 8 及び施行規則第 51 条の 15 の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、施行規則第 51 条の 15 において、実費の範

圏内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ．からホ．に掲げる基準を目安とするものとする

イ． 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね 1 / 2 の範囲内であること。

ロ． 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ハ． 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ． 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね 1 / 2 の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

ホ． 過疎地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ．からニ．までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

（注1） 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ．ハ．ニ．の考え方を適用することができる。

（注2） 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ．に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

#### 対価の適用方法

イ． 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。

ロ． 福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1 個の契約により乗車定員 1 1 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ．に規定する複数乗車（1 回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客 1 人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。

ハ． 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客 1 人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタク

シー運賃の額と比較して概ね1 / 2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1 / 2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。

二. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

#### 附 則

- 1 . 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 . みなし登録者における対価にあっては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

国自旅第 1 4 5 号  
平成 1 8 年 9 月 1 5 日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

### 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について

今般の道路運送法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 4 0 号）の衆議院国土交通委員会及び参議院国土交通委員会の附帯決議において、運営協議会の設置の促進とそこでの合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し本法改正の趣旨を周知徹底することとされていることから、別紙のとおり「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、各地方公共団体等の関係者とも連携を図りつつ、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した自家用有償旅客運送の提供が図られるよう遺漏なきを期されたい。

また、本通達では、上記の趣旨を踏まえ、運営協議会の設置を促進する等の観点から別添 1 のとおり「有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」を呈示することとしたので、運営協議会の運用の参考にされたい。

自家用有償旅客運送においては、各々の地域において、福祉輸送サービス及び過疎地における輸送サービスが適切な役割分担のもと健全に発展していくことが重要であり、運営協議会における協議に当たっても、このような考え方について地方公共団体を始めとする関係者の理解が得られるよう努められたい。

## 運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン

### 1. 運営協議会の目的

運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

### 2. 運営協議会の設置及び運営

(1) 運営協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。

ただし、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運営協議会を設置しようとする場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法等は運営協議会に準ずるものとする。

(2) 運営協議会は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村が合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び関係市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村及び都道府県の協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。

(3) 運営協議会の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、運営協議会の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、運営協議会の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び運営協議会委員の任期を定めることができるものとする。

(4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。

(5) 運営協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(6) 運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項に関して運営協議会に報告するものとする。

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の（１）～（５）に掲げる事項について、それぞれ各号

に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

#### (1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者又は交通空白地における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、以下に掲げる事項に十分留意しつつ、地域の関係者からなる運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

##### 福祉有償運送について

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- (ハ) 福祉タクシー券の利用状況
- (ニ) NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- (ホ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

##### 過疎地有償運送について

NPO等による過疎地有償運送の必要性が認められる場合は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において、バス、タクシー等による輸送サービスの供給量が、地域住民の需要量に対して十分に提供されていないと認められる場合、その他の地域においては、これに類する地

域として当該地域におけるタクシー等の営業所が存しない場合、タクシー等の営業所が遠隔地にあるため旅客の需要に的確に応じることが困難となっている場合など、実質的にタクシー等によっては当該地域の住民に必要な旅客輸送の確保が困難となっている状況にあると認められる場合又はそのような事態を招来することが明らかな場合などが想定されるが、この場合もと同様、地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるバス・タクシーによる輸送の状況
- (ハ) 当該地方公共団体の区域におけるNPO等による輸送サービスの提供状況
- (ニ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

## (2) 輸送の区域

輸送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが輸送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の輸送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、輸送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

なお、過疎地有償輸送の場合にあっては、当該市区町村の交通空白等の状況から、運営協議会の合意に基づき、輸送の区域を市町村内の一部の地域に限定することができる。この場合において、輸送の区域を見直す場合は、再度、運営協議会の合意を要するものとする。

## (3) 旅客から収受する対価

NPO等が実施する自家用有償旅客輸送において、旅客から収受しようとする対価が、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の15各号の規定及び関係通達(「自家用有償旅客輸送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」平成18年9月15日付け、国自旅第144号)の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

## (4) 輸送しようとする旅客の範囲

輸送しようとする旅客の範囲が、有償輸送の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとなっていること。

## 福祉有償運送の場合

イ) 運送しようとする旅客(付添人を除く。)が、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者であることを要する。

このため、申請者に対しては、当該会員(会員となる予定の者を含む。以下同じ。)の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、施行規則第49条第3号八及び二に規定する者が運送を利用する会員となっている場合には、運営協議会において、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと(申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。)

ロ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、運営協議会でその必要性が認められた場合にあつては、透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の当該会員の運送(以下「複数乗車」という。)を行うことができる。運営協議会は、複数乗車を認めることとした場合においては、当該会員から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて協議しなければならない。また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

## 過疎地有償運送の場合

運送しようとする旅客が、施行規則第49条第2号及び関係通達(「過疎地有償運送の申請に対する処理方針」、平成18年9月15日付け、国自旅第142号)に規定する、当該地域の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者であつて、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者及びその同伴者であることを要するものとする。

申請者に対しては、会員の名簿の提出を求めるものとする。

## (5) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。



自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数  
運転者に求められる要件  
損害賠償措置  
運行管理の体制  
整備管理の体制  
事故時の連絡体制  
苦情処理体制  
その他必要な事項

#### 4. 運営協議会の構成員

- (1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により、地域の実情により構成員に上記以外の者を加えることができる。
- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行い得るよう、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとする。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

#### 5. 運営協議会の合意

##### (1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があったものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

##### (2) 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記(3) から までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

##### (3) 運営協議会において合意を必要とする事項

運営協議会においては、以下に掲げる事項について関係者間で協議が調うことを要するものとする。

当該地域の輸送状況等から、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること

法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること

法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること

法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から収受する対価(変更しようとする場合も同様)

#### (4) 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

#### 6. 登録実施後における主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

主宰者が都道府県である場合は、当該都道府県及び関係市町村のそれぞれに連絡窓口を整備するものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

市役所	部	課
連絡先:	××××	×××× - ××× - ××××
	FAX	××××
		××××
担当:		、

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は各地域の運輸支局等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長又は運輸支局長から、運営協議会で協議した自家用有償旅客運送者

に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

## 市 有償運送運営協議会設置要綱(モデル要綱)

制定 平成 年 月 日

### (目的)

第1条 市運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、市の住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉又は過疎地有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項

法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項

協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

市長又はその指名する職員

市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

市に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者

地方運輸局長若しくは 運輸支局長又はその指名する職員

関係する地方公共団体の長又はその指名する職員

関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

市において現に(過疎地又は福祉)有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

### (協議会の運営)

第4条 協議会に会長をおき、主宰する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 協議会の議決の方法は、 とする。

5 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保

し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

6 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

7 協議会の庶務は、市 部において処理する。

8 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

市役所 部 課

連絡先： ×××× - ××× - ××××

FAX ×××× - ××× - ××××

担 当： 、 、

(守秘義務)

第5条 協議会の委員(幹事会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)

第 条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とすることができる。

3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

国自旅第169号  
平成18年9月25日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて

業務の範囲を福祉輸送サービス（下記 1.(2)に定める福祉輸送自動車を使用して下記 1.(1)に定める要介護者等を輸送するサービスをいう。以下同じ。）に限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可（以下「福祉限定許可」という。）については、これまで「患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて」（平成16年3月16日付け国自旅第241号。以下「241号通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般の道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、福祉輸送サービスについて一層の利用者の利便の向上を図る観点から、最近の輸送実態を踏まえサービスの対象範囲を拡大するとともに、引き続き、弾力的な審査を行った上で処理することとし、今後の福祉限定許可等の取扱いを下記のとおり定めたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下「各局等」という。）においては、所要の公示の改正等、必要な手続を速やかに行うこととされたい。

また、「241号通達」は廃止する。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているの、了知されたい。

記

1. 福祉限定許可の取扱い

1. 福祉限定許可の対象となる福祉輸送サービスの範囲

(1) 福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、以下の ~ に掲げる者（以下「要介護者等」という。）及びその付添人とする。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者

介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者

上記～に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

## (2) 福祉輸送サービスに使用する事業用自動車

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車(以下「福祉輸送自動車」という。)は、以下の・に掲げる自動車とする。

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年国土交通省令第86号)による改正後の道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の3第1項第8号に規定する福祉自動車(車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。以下「福祉自動車」という。)

によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、2.(2)に規定する要件を満たした者が乗務する自動車

## 2. 福祉輸送自動車に乗務する運転者等

(1) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車に乗務する者は、以下の～のいずれかの要件を満たすよう努めなければならない。

社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修(以下「ケア輸送サービス従事者研修」という。)を修了していること。

財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を修了していること。

介護福祉士の資格を有していること。

訪問介護員の資格を有していること。

サービス介助士の資格を有していること。

(2) 福祉輸送自動車のうち、福祉自動車以外のセダン型等の一般車両に乗務する者は、以下の～のいずれかの要件を満たさなければならない。

ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

介護福祉士の資格を有していること。

訪問介護員の資格を有していること。

居宅介護従業者の資格を有していること。

## 3. 福祉限定許可の申請に対する処理方針

福祉限定許可の申請があった場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日付け国自旅第72号)の別紙1(12)の規定に基づき、以下の(1)～(3)については、それぞれに定める処理方針によるものとする。なお、以下の(1)～(3)以外の基準についても、地域の実情に応じて、弾力的な取扱いを行うことができることとするが、その際には事前に本省に相談されたい。

(1) 営業区域

原則として、都道府県（北海道は運輸支局の管轄区域、沖縄県は島しょ）単位とする。

（２）最低車両数  
１両

（３）標準処理期間  
２ヵ月

#### ４．許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

（１）輸送する旅客の範囲

輸送する旅客の範囲は、以下の～に掲げる者及びその付添人に限る。

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者

介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者

上記～に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者

消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

（２）輸送に使用する事業用自動車は、以下に掲げるものに限る。

道路運送法施行規則第５１条の３第１項第８号に規定する福祉自動車

以下の（イ）～（ニ）のいずれかの要件を満たした者が乗務する福祉自動車以外のセダン型等の一般車両

（イ）ケア輸送サービス従事者研修を修了していること。

（ロ）介護福祉士の資格を有していること。

（ハ）訪問介護員の資格を有していること。

（ニ）居宅介護従業者の資格を有していること。

（３）運送の引受けを営業所において行う輸送に限る。

（４）輸送に使用する事業用自動車には、（別記１）による表示を行うこと。

５．既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が新たに福祉輸送サービスを行おうとする場合の取扱い

既に一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている者が、新たに福祉輸送自動車を配置して、福祉輸送サービスを行おうとする場合の事業計画変更の取扱いについては、別紙に掲げる増車する福祉輸送自動車を配置する位置及び増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域の別ごとに、それぞれ別紙に定める必要な手続きを行わせるものとし、３．の定めるところに準じて審査等を行うものとする。

なお、当該福祉輸送自動車には、（別記２）による表示を行わせるものとする。



## 6. 福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の認可

「福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について（平成18年9月25日付け国自旅第170号）」に定めるところによるものとする。

### ・訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可

訪問介護事業所又は居宅介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。）との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士（以下「訪問介護員等」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第78条第3号の規定に基づく許可については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から別紙様式1の自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長を含む。）あて提出させることにより、一括代理申請させるものとする。

2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式1に記載する添付書類を添付させるとともに、有償運送許可申請者ごとの次の（1）及び（2）の書類を添付させるものとする。

（1）法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面（宣誓書）：別紙「様式4」

（2）運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書）：別紙「様式5」

### 3. 許可基準

上記1.の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

（1）契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車（以下「契約自家用自動車」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

運行管理を行う体制が整備されていること。

運行管理の指揮命令系統が明確であること。

運行管理者の選任が適切であること。

契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。

事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。

事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。

車両についての整備管理体制が整備されていること。

苦情の処理体制が整備されていること。

（2）介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サー

ビス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。

- (3) 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
  - 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
  - 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- (4) 契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。
- (5) 契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- (6) 契約自家用自動車には、（別記3）による表示を行うこと。
- (7) 契約自家用自動車内には、旅客から收受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8) 訪問介護員等が法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものであること。
- (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) (9)の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知するものであること。

#### 4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
- (3) 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。

(4)(1)又は(2)の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

#### 5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)~(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日

(2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合  
当該処分の日

(3) 契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合  
当該指定が取り消された日

(4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合  
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

#### 6. 当該許可の取扱いにおける留意点

(1) 当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。

(2) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。

(3) 当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。

#### 7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づき毎年5月31日までに地方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車数を括弧書きで記入させること。

#### 附則

1. 本通達は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 既に241号通達 . の規定に基づき、患者等輸送事業許可を受けている者は、本通達 . の福祉限定許可を受けた者とみなす。この場合において、本通達 . 1.~4. の規定を適用するものとする。

- 3 . 既に 2 4 1 号通達 . の規定に基づき、有償運送の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等については、本通達 . の有償運送の許可を受けたものとみなす。この場合においては、本通達 . 3 . ( 2 ) ~ ( 8 ) 同 . 4 . 及び同 . 5 . の規定を適用するものとする。また、契約事業者については、本通達 . 3 ( 1 ) ( 9 ) 及び ( 1 0 ) の規定を適用するものとする。
- 4 . 既に 2 4 1 号通達 . の規定に基づき、許可を受けた有償運送に係る対価については、当該対価が変更されるまでの間は、本通達 . 6 . ( 2 ) の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 5 . 契約事業者が運行管理者を選任する場合にあっては、本通達 . 3 . ( 1 ) の規定の適用については、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令附則第 1 1 条第 2 項に定めるところによる。
- 6 . 本通達については、介護保険制度等の見直しを踏まえ必要に応じ見直しを行うこととする。

( 別記 1 )

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 . 事業者の氏名、名称又は記号
- 2 . 「福祉輸送車両」及び「限定」の文字
- 3 . 1 . 及び 2 . の文字は、大きさ縦横 5 0 ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

( 別記 2 )

福祉輸送サービスに使用する事業用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 . 事業者の氏名、名称又は記号
- 2 . 「福祉輸送車両」の文字
- 3 . 1 . 及び 2 . の文字は、大きさ縦横 5 0 ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、事業用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

( 別記 3 )

道路運送法第 7 8 条第 3 号の規定に基づく有償運送の許可を受けた自家用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 . 氏名、名称又は記号

2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字

3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。

## 一般タクシー事業者が新たに福祉輸送サービスを行う場合に必要手続き

増車する福祉輸送自動車を配置する位置		増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに係る営業区域	必要な手続き	備考
一般タクシーの既認可営業区域内	既認可営業所	一般タクシーの既認可営業区域と同一	増車に係る事業計画変更の事前届出[注1]	—
		都道府県単位まで拡大	営業区域の拡大に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注2]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
	新設する営業所	一般タクシーの営業区域と同一	営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	—
		都道府県単位	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。
一般タクシーの既認可営業区域外		—	営業区域の拡大及び営業所の新設に係る事業計画変更の認可(増車を含む) [注3]	拡大する営業区域が増車する福祉輸送自動車による福祉輸送サービスに限るものである旨を認可書に記載する。

[注1] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加と併せて認可が必要。

[注2] 当該増車が自動車車庫の収容能力の増加を伴う場合には、当該自動車車庫の収容能力の増加に係る事業計画変更の認可も必要。

[注3] 自動車車庫の新設に係る事業計画変更の認可も必要。

平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿  
(沖縄総合事務局陸運事務所長)

他 名申請代理人  
住 所  
契約事業者の氏名又は名称  
代表者名 印

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいので、道路運送法第78条第3号及び同施行規則第50条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所  
別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり
2. 運送需要者
3. 運送しようとする人の数  
1ヶ月約 人
4. 運送しようとする期日又は期間  
許可の日から2年間
5. 運送しようとする区域  
市( 町、 村)
6. 有償運送を必要とする理由

## 申請書の添付書類

自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）

使用車両の明細を記載した書面（別紙「様式3」）

旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理の体制及び運行管理の指揮命令系統を記載した書面

旅客自動車運送事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面

旅客自動車運送事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面

旅客自動車運送事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面

旅客自動車運送事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面

旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面

旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）

道路交通法に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面（写し）又は修了する具体的な計画を記載した書面（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）

訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者と訪問介護員等との間で定める自家用自動車有償運送に関する契約書（写）







運輸支局長 殿

現住所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日生

## 宣 誓 書

1. 道路運送法第7条(欠格事由)各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

現住所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

## 宣 誓 書

1. 私は、現在までの2年間において無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

国自旅第170号  
平成18年9月25日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金  
について

今般の道路運送法の一部改正に伴い、業務の範囲を福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付す一般乗用旅客自動車運送事業の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「限定許可等通達」という。）をもって通達したところであるが、これにより福祉輸送サービスの対象範囲が拡大されたことから、下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業のうち、福祉輸送サービスに係る運賃及び料金について設定が可能となるよう取扱いを定め、併せて「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）」によるところの審査基準（以下「審査基準」という。）の弾力的な取扱いを行うこととしたので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その趣旨を十分理解の上、必要に応じ、各局等において定めている審査基準について所要の改正を行うとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添のとおり通知しているので、了知されたい。

記

一般乗用旅客自動車運送事業者が行う福祉輸送サービス（限定許可等通達に規定する福祉輸送サービスをいう。以下同じ。）に係る運賃及び料金として、福祉輸送サービス以外の一般タクシー運賃及び料金とは別建てとして設定するものについては、審査基準によるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

- ・福祉輸送サービスに係る運賃の種類等  
福祉輸送サービスに係る運賃及び料金（以下「福祉輸送運賃」という。）の種類

及び種類ごとに適用する範囲は次のとおりとし、それぞれ設定できるものとする。

#### 1．ケア運賃

福祉輸送サービス（2．及び3．を除く。）を行う場合。

#### 2．介護運賃

福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合。

#### 3．民間救急運賃

福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。

#### ．福祉輸送運賃の認可の処理方針等

一般乗用旅客自動車運送事業者から福祉輸送運賃の設定又は変更の認可の申請があったときは、次の方針により取り扱うものとする。

#### 1．ケア運賃

福祉輸送サービスの実態を踏まえ、以下の～に例示する運賃等、距離制によらない運賃のみを設定することができるものとし、距離制による運賃を設定する場合を含め、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。また、運賃の割引、料金の設定については、輸送の実績に応じた弾力的な取扱いができるものとし、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金については、認可も届出も不要とする。

ただし、自動認可運賃を大きく下回る運賃や減収率が大きい割引運賃を設定しようとする場合にあっては、必要に応じて原価計算書等（「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年国自旅第101号）別紙4第3の1にいう添付書類をいう。以下同じ。）の提出を求め、所要の審査を行うこととする。

時間制運賃を基本として、15分又は30分単位など細分化した時間に対応して設定するもの。

一定の幅で運賃を設定し認可を受け、その範囲内で送迎サービスの内容等に応じて運賃を収受するもの。

一定の輸送範囲において定額運賃を設定するもの。

また、共同配車センター（共同して限定許可等通達記 1.(2)に規定する福祉輸送自動車を配車するために設置された施設をいう。）を介して行う福祉輸送サービスに係る運賃及び料金については、3.民間救急運賃の設定に準じて、輸送の実態に応じた運賃及び料金を別途設定することができるものとする。

## 2. 介護運賃

事業者の判断により多様な運賃の設定方式がありうることを踏まえ、審査基準の弾力的な取扱いを図るものとする。

具体的には、自動認可運賃に該当しない運賃を設定しようとする場合であって、運賃改定を伴わないときには、原価計算書等の提出を求めず、自動認可運賃に準じた処理手続によるものとする。

なお、この場合においても、提供される輸送サービスの内容と比較して、設定しようとする運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるときは、この限りでないものとする。

## 3. 民間救急運賃

民間救急運賃の適用方法等については、以下のとおりとし、輸送の実態に応じた運賃料金を設定することができるものとする。

なお、民間救急運賃の認可に当たっては、原価計算書等の提出を求め、所要の審査を行うこととする。ただし、当該地域において既に定着していると認められるものについては、審査基準及び処理期間等について弾力的に取扱うものとする。

### (1) 運賃の適用方法

基本運賃は、原則、時間制運賃とし、運賃の算定は、旅客が乗車した時から旅客の輸送を終了するまでに要した時間によるものとする。この場合、別途、定額の待料金、迎車回送料金を設定することができるものとする。

### (2) 車種区分

車種は福祉自動車として一区分とする（軽自動車は除く。）。

### (3) 特別な設備を有する車両の割増

寝台等固定した設備を有する車両に限って適用することができるものとし、割増率は事業者の申請に基づき2割以内で設定できるものとする。

### (4) その他、運賃の割引、料金の設定等については、輸送の実態に応じた弾力的な取扱いができるものとする。

## 4. 標準処理期間等

「一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間の設定方針について」（平成13年12月26日付け国自旅第128号）にかかわらず、2.の場合については自動認可運賃に準じて取り扱うものとする。また、既に他の事業者が認可を受けているものと同様の運賃・料金を設定するものである場合は、速やかに認可を行うものとする。

## 附則

1. 本取扱い方針は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

事務連絡  
平成18年9月29日

各都道府県交通担当部長 殿

各 

都道府県
指定都市
中核都市

 障害保健福祉・高齢者保健福祉担当部(局)長 殿

各都道府県介護保険担当部(局)長 殿

各都道府県特定非営利活動法人担当部長 殿

国土交通省自動車交通局旅客課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
厚生労働省老健局振興課長

NPO等による福祉有償運送等に係る運営協議会の設置及び運営の円滑化について

標記については、「福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について」(平成16年3月24日付け事務連絡)により、必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO法人等との相談に応じるなど、運営協議会の設置手続きが円滑に進められるよう格別のご配慮をお願いするとともに、市町村やNPO法人等からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いしていたところです。

今般、道路運送法(昭和26年法律第183号)が改正され、本年10月1日からNPO等による福祉有償運送等については、同法第79条に基づき国土交通大臣の登録の対象とされることとなりました。当該登録の申請に当たっては、市町村又は都道府県が主宰する運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するためにNPO等による有償運送の必要性について地域の関係者間で協議が調うことが必要となります。

つきましては、本年10月1日以降も引き続き、運営協議会の設置及び運営が円滑に進められるよう、運営協議会の設置・運営について必要に応じ関係市町村や運送主体となるNPO法人等との相談に応じるなど、当該手続きが円滑に進められるよう格段のご配慮をお願いするとともに、市町村やNPO法人等からの相談を受け付ける担当部署をあらかじめ明らかにし、周知するなどのご配慮をお願いいたします。

また、各都道府県等において、本件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を決めて頂き、ご連絡頂くようお願いしていたところではありますが、窓口の変更があ



った場合又はまだ窓口についてご連絡頂いていない場合には、可能な限り早期に下記までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室

電話：03-5253-8111（内線 41263）

03-5253-8573（夜間直通）

FAX：03-5253-1636

# 介護輸送に係る法的取扱いについて

平成 1 8 年 9 月  
国土交通省自動車交通局旅客課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

介護輸送に係る法的取扱いについては、平成16年3月に整理し、運用してきたところであるが、今般、道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号。以下「改正法」という。)が本年10月1日から施行されることに伴い、新たに以下の通り整理することとした。

## 1. 訪問介護について

訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条又は第43条の事業許可(一般又は特定)によることを原則とする。

NPO法人その他道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。

訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。

訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めることとし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者(児)福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記 ~ の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

## 2. 施設介護について

施設介護事業者(デイサービス、ショートステイの事業者を含む。)が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額(利用者負担分を含む。)を給付する

場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

### 3. 周知期間について

福祉有償運送に係る改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）の円滑な運用を確保するための体制整備や、新法第79条の登録制度の仕組み等について各地方公共団体、事業者等の関係者への周知徹底を図るため、国土交通省と厚生労働省は、改正法施行後1年間の周知期間を設け、当該登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うものとする。

当該周知期間においては、各地方公共団体、関係事業者に対する説明会の開催や当該登録制度に関するガイドブック等の地方公共団体の担当者への配布などを通じて、計画的かつ効果的に当該登録制度の理解の深化を促進することとする。

なお、当該周知期間内においては、新法第79条の登録の対象となるNPO等については、登録取得に向けた環境整備及び指導等を実施することとし、その上でやむを得ない理由により登録を受けることができないものについては、これに係る行政処分及び刑事告発は行わないものとするとともに、上記1. の取扱いについては、当該NPO等に適用しないものとする。

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局旅客課長

## 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

今般、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が成立し、市町村、ボランティア団体等が行う自家用有償旅客運送について、新たに登録制とされたところであるが、参議院国土交通委員会において「NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど」「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す旨の附帯決議が付されたところである。このため、本附帯決議の趣旨を踏まえ、標記についての考え方を整理したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

### 記

#### 1. 道路運送法上の登録又は許可を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けなければならない。

個々具体的な行為が、有償の運送として、登録や許可（法第78条第3号の許可、法第79条の登録、行為の態様によっては、法第4条第1項又は法第43条第1項の許可。以下「登録等」という。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

#### (1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた

場合は、通常は有償とは観念されず、登録等は不要である。実際には以下のような事例がありうるものと考えられる。

運送が偶発的に行われた場合であって、運送の終了後、運送を行った者に対し意図していない金銭等の支払いが利用者から自発的に行われた場合。(例えば、家事援助等のサービス後、たまたま用務先が同一方向にあり懇願されて同乗させたなどの場合で、利用者の自発的な気持ちから金銭の支払いが行われたとき)

偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合。(例えば、過疎地等において、交通手段を持たない高齢者を週に1回程度近所の者が買い物等に連れていくことに対して、日頃の感謝等から金銭の支払いが行われた場合)

- ⇒ 原則として、予め運賃表などを定めそれに基づき金銭の収受が行われる場合には、少額金銭といえども「任意の謝礼」には該当せず、有償の「対価」となり登録等を要することとなる。ただし、(3)の考え方に基づいて金額が定められている場合を除く。
- ⇒ 利用者が会費を支払う場合は、会の運営全般に要する経費として収受されている限りにおいては、対価とは解されない。ただし、会費の全部又は一部によって運送サービスの提供に必要なコストが負担される等、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められ、運送に対する反対給付の関係が特定される場合は、会費と称して対価の収受が行われているものと考えられるため、有償とみなされ登録等を要することとなる。
- ⇒ このほかに、「協賛金」、「保険料」、「カンパ」など、運送とは直接関係のない名称を付して利用者から収受する金銭であっても、それらの収受が運送行為に対する反対給付であるとの関係が認められる場合にあっては、それらが如何なる名称を有するものであっても有償とみなされる。

(2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合

サービスの提供を受けた者からの支払いの手段が、例えば野菜など金銭的な価値の換算や流通が困難な物である場合、一部の地域通貨のように換金性がない場合などは、通常、支払いが任意であるか、又はそもそも財産的な価値の給付が行われていないと認められることが多い。実際には以下のような事例がありうるものと考えられる。

日頃の移送の御礼として、自宅で取れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなさない。

- ⇒ ただし、流通性、換金性が高い財産的価値を有する、商品券、図書券、ビール券等の金券、貴金属類、金貨、絵画、希少価値を有する物品等にあっては、これらの収受は有償とみなされ登録等を要することとなる。

地域通貨の一種として、ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分を支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランティアなサービスの提供を行う場合。

- ⇒ サービスの交換にとどまる場合については原則として登録等は不要であるが、点数の預託がない者に対して寄付金を求め、或いは、有料で点数チケットを購入してもらうなどの場合においては、登録等が必要となるケースがある。
- ⇒ 地域通貨といっても、エコマネー、タイムダラー、時間通貨など様々な名称があり、その種類、サービスの対象範囲等の内容もまちまちであることから、実際の地域通貨の対象となるサービスの内容、流通の範囲、交換できる財・サービスの内容等に応じ、無償となる場合、有償とみなす場合が存在することとなる。交換可能なものの範囲に広く財物が含まれる場合は、当該地域通貨が実質的に金銭の支払いと同等の効果を有し、登録等を要することとなる可能性が高い。

(3) 当該運送行為が行われなかった場合には発生しないことが明らかな費用(同種の運送を行った場合には、運送目的、運送主体を問わず発生する費用に限る。)であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものを負担する場合

運送目的、運送主体にかかわらず自動車の実際の運行に要するガソリン代等をサービスの提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録等は要しないと解される(ただし、このようなケースに該当するのは、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるものであることが必要であり、通常は、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみがこれに該当するものと考えられる。人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しない。) 具体的には、次のような事例がありうるものと考えられる。

地域の助け合い等による移動制約者の移送等の活動に対して支払われる対価の額が、実際の運送に要したガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合。(有料道路使用料、駐車場代にあっては、使用しない場合には徴収することができないものとして取り扱われることを要するものとする。)

(4) 市町村が公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合など

市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。

デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあつては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法の対象とならない。送迎加算を受けて行う場合も同様である。

- ⇒ ただし、利用者個々から運賃を求める場合、送迎の利用者と利用しない者との間に施設が提供する役務又はサービスに差を設けるなど、送迎に係るコストが実質的に利用者の負担に帰すとみなされる場合には、送迎が独立した1つの

事業とみなされることとなり、登録等が必要となる。

- ⇒ 病院や養護学校、授産施設等から委託を受けて当該施設までの運送を行う場合であって、運送に伴う経費の全額を委託者又は第三者が負担して、利用者からは負担を求めないとしても、委託者との間で一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業契約による運送が行われていることとなり、当該事業許可又は登録等を要することとなる。
- ⇒ 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）については、有償に該当し、登録等を要することとなる。

子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない。

- ⇒ ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、提供するサービスの中に運送が含まれており、運送に対する反対給付が特定される場合には、有償に該当し登録等を要することとなる。

利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない。

- ⇒ 自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為が成立しないため、道路運送法の対象とはならない。したがって、運転者に報酬が支払われたとしても、運送の対価とはみなさない。

ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲の如何によっては、自動車運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合があり、この場合には関係法令が適用されることとなる。

## 2. 運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について

地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい。

なお、上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。

国自旅第 186 号  
平成 18 年 9 月 29 日

一部改正 国自旅第 31 号  
平成 19 年 5 月 8 日

各 地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第 5  
1 条の 16 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定  
要領等について

今般の道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の一部改正に伴い、自家用有償  
旅客運送者が安全で安心したサービスの提供ができるよう、自家用有償旅客運送自  
動車の運転者における、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下  
「施行規則」という。）第 51 条の 16 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 2 号に規定する  
国土交通大臣が認定する講習を実施する施行規則第 51 条の 16 第 4 項の基準に適  
合すると認められる者について別紙 1 のとおり認定要領及び施行規則第 51 条の 1  
6 第 1 項第 2 号及び第 3 項第 3 号に規定する国土交通大臣が認める要件について  
別紙 2 のとおり定めたので、通知する。



(別紙 1)

道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 4 項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領について

## 第 1 講習の対象

講習の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号。以下「施行規則」という。）第 4 9 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送を行う運転者（福祉自動車以外の自動車を使用して平成 1 8 年 9 月 1 5 日付け国自旅第 1 4 1 号「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」1. ②に規定する市町村福祉輸送（以下単に「市町村福祉輸送」という。）を行う場合にあっては、乗務員を含む。）
- (2) 施行規則第 4 9 条第 2 号に規定する過疎地有償運送を行う運転者
- (3) 施行規則第 4 9 条第 3 号に規定する福祉有償運送を行う運転者（福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の乗務員を含む。）

## 第 2 講習の種類

講習の種類は以下のとおりとする。

- (1) 市町村運営有償運送等運転者講習  
市町村運営有償運送（市町村福祉輸送を除く。）又は過疎地有償運送の運転者を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行う講習をいう。
- (2) 福祉有償運送運転者講習  
市町村運営有償運送（市町村福祉輸送に限る。）又は福祉有償運送の運転者を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行う講習をいう。
- (3) セダン等運転者講習  
福祉自動車以外の自動車を使用した福祉有償運送の運転者又は乗務員を対象とし、その業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行う講習をいう。

## 第 3 認定の申請

講習の認定を受けようとする者は、第 1 号様式の講習認定申請書に、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 5 項に規定する国土交通大臣が告示で定める事項を記載した書類を添付して申請を行うものとする。

## 第 4 認定

- 1 講習の認定は、講習の種類ごとに、第 5 に定める基準に適合している場合に行うものとする。

- 2 国土交通大臣は、必要に応じ、申請者に対して補足資料の提出又は補足説明を求めるものとする。
- 3 国土交通大臣は、講習の認定を行った場合には、第2号様式による認定書を申請者に交付するものとする。
- 4 申請に対する審査に要する標準的な期間は、3ヶ月とする。

## 第5 認定基準

- 1 施行規則第51条の16第4項の規定による市町村運営有償運送等運転者講習の認定の基準は次のとおりとする。
  - (1) 講習の責任体制が整備されていること。
  - (2) 講習を継続して実施する経理的基礎を有すること。
  - (3) 講習に関する年間の実施計画が作成されていること。
  - (4) 講習において知り得た氏名、生年月日その他の個人情報に関する管理体制が確立されていること。
  - (5) 講習の実施状況について毎年度国土交通大臣に報告する体制が確立されていること。
  - (6) 講習の内容及び時間は、次の各号に定めるもの以上であること。
    - ① 関係法令等に関する講義（二十分）  
安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の関係法令に係る基礎的な知識等に関すること。
    - ② 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義（五十分）  
日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。
    - ③ 運転方法に関する講義（四十分）  
安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。
    - ④ 運転方法に関する演習（受講者一人当たり二十分）  
運転方法及び利用者の視点に関すること。
  - (7) 各科目を教授するのに必要な数の適当な講師を選任し、かつ、当該講師により適当な指導が行われると認められること。
  - (8) その他適切な講習の実施に必要な体制が整備されていること。
  - (9) 次の(7)、(イ)のいずれかに該当する者を対象とする講習（以下「市町村運営有償運送等運転者代替講習」という。）については、(6)④に規定する演習を不要とする。
    - (7) 平成18年9月30日以前に改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項の規定による許可を受けた過疎地有償運送又は地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自ら行うバス等の運行に運転者として従事していた者
    - (イ) 平成18年10月以降に施行規則第51条の16第1項第1号の規定による認定を受けた市町村運営有償運送等運転者講習を実施する者が当該認定を受ける以前に実施した講習を修了した者

2 施行規則第51条の16第4項の規定による福祉有償運送運転者講習の認定の基準は次のとおりとする。

- (1) 講習の責任体制が整備されていること。
- (2) 講習を継続して実施する経理的基礎を有すること。
- (3) 講習に関する年間の実施計画が作成されていること。
- (4) 講習において知り得た氏名、生年月日その他の個人情報に関する管理体制が確立されていること。
- (5) 講習の実施状況について毎年度国土交通大臣に報告する体制が確立されていること。
- (6) 講習の内容及び時間は、次の各号に定めるもの以上であること。
  - ① 関係法令等に関する講義（五十分）  
安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の福祉有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識等に関すること。
  - ② 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義（五十分）  
日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。
  - ③ 運転方法に関する講義（五十分）  
安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。
  - ④ 障害の知識及び利用者理解に関する講義（五十分）  
障害についての知識及び利用者理解に関すること。
  - ⑤ 基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義（百二十分）  
基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術に関すること（演習を含む。）。
  - ⑥ 福祉自動車の特性に関する講義（六十分）  
多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法等に関すること（演習を含む。）。
  - ⑦ 福祉自動車の運転方法等に関する演習（受講者一人当たり二十分）  
福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関すること。
- (7) 各科目を教授するのに必要な数の適当な講師を選任し、かつ、当該講師により適当な指導が行われると認められること。
- (8) その他適切な講習の実施に必要な体制が整備されていること。
- (9) 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者を対象とする講習（以下「福祉有償運送運転者代替講習」という。）については、(6)の講習の内容及び時間に替えて、次の①から③に定めるもの以上であることとする。
  - (ア) 平成18年9月30日以前に旧法第80条第1項の規定による許可を受けた福祉有償運送又は地方公共団体自らが行う身体障害者等を対象とした自家用自動車による有償運送に運転者として従事していた者
  - (イ) 平成18年10月以降に施行規則第51条の16第1項第1号の規定による認定を受けた福祉有償運送運転者講習を実施する者が当該認定を受け

る以前に実施した講習を修了した者

- ① 関係法令等に関する講義（三十分）  
移送サービスで留意すべき道路交通法、道路運送法その他の福祉有償運送を行うに当たり必要となる関係法令等に関すること。
- ② 安全・安心な運行と緊急時の対応及び運転方法に関する講義  
危険予知対策、事故要因の分析、悪天候時の運転、その他の運転上の注意に関すること（事件事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む。）。
- ③ 障害の知識、利用者理解及び基礎的な接遇技術に関する講義（②及び③をあわせて百五十分（班別討議を含む。））  
利用者とのコミュニケーション、接遇マナーの確認、車いすの適切な使用方法等に関すること（事件事例、ヒヤリハット事例の学習及びシチュエーションによる班別討議を含む。）。

3 施行規則第51条の16第4項の規定によるセダン等運転者講習の認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 講習の責任体制が整備されていること。
- (2) 講習を継続して実施する経理的基礎を有すること。
- (3) 講習に関する年間の実施計画が作成されていること。
- (4) 講習において知り得た氏名、生年月日その他の個人情報に関する管理体制が確立されていること。
- (5) 講習の実施状況について毎年度国土交通大臣に報告する体制が確立されていること。
- (6) 講習の内容及び時間は、次に定めるもの以上であること。  
福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義及び演習（五十分の講義及び受講者一人当たり二十分の演習）
- (7) 講習の内容を教授するのに必要な数の適当な講師を選任し、かつ、当該講師により適当な指導が行われると認められること。
- (8) その他適切な講習の実施に必要な体制が整備されていること。
- (9) 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者を対象とする講習（以下「セダン等運転者代替講習」という。）については、(6)に規定する演習を不要とする。  
(ア) 「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」（平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定）表1 No.1216の「NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大」について、地方公共団体が構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条の規定による構造改革特別区域の認定（第6条の規定による変更の認定を含む。）を受けた区域内において、旧法第80条第1項の規定による許可を受けた福祉有償運送にセダン型車両等一般車両の運転者又は乗務員として従事していた者

- (イ) 平成18年10月以降に施行規則第51条の16第3項第2号の規定による認定を受けた講習を実施する者が当該認定を受ける以前に実施した講習を修了した者

## 第6 修了証の交付

施行規則第51条の16第1項第1号及び第3項第2号の認定を受けた講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、適正に講習を修了したと認められる者に対し、次に掲げる事項を記載した修了証を交付するものとする。

- ① 修了者名及び生年月日
- ② 講習の種類
- ③ 講習の名称
- ④ 修了した年月日
- ⑤ 講習実施者の氏名又は名称
- ⑥ 代替講習にあってはその旨

## 第7 講習の実施に関する報告

講習実施者は、前年4月1日から3月31日までに実施した講習に係る実績報告書を第3号様式により毎年5月31日までに国土交通大臣に1通提出するものとする。

## 第8 実施状況調査等

国土交通大臣は、講習実施者に対し、講習の実施状況その他講習の実施に関する事項について、必要に応じ、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

## 第9 講習の内容等の変更

- 1 講習実施者は、申請時に申請書に添付した書類に記載した事項を変更した場合には、遅滞なく、当該変更に伴い内容を変更した書類その他の必要な資料を添えて、第4号様式により国土交通大臣に届け出るものとする。
- 2 講習実施者は、新たに市町村運営有償運送等運転者代替講習、福祉有償運送運転者代替講習又はセダン等運転者代替講習を実施しようとする場合には、少なくとも30日前までに施行規則第51条の16第5項の規定で定める書類を添えて、第5号様式により国土交通大臣に届け出るものとする。

## 第10 認定の取消し

- 1 国土交通大臣は、講習実施者が第5の基準に適合しなくなったと認められる場合（第9の変更後の講習が第5の基準に適合していないと認められる場合を含む。）又は正当な理由なく認定した講習を行っていないと認められる場合は、講習実施者にその改善を求めることとし、講習実施者がこれに応じない場合には認定を取り消すことができるものとする。
- 2 国土交通大臣は、虚偽又は不正の手段により申請を行っていたことが明らか

になった場合は、当該認定を取り消すことができるものとする。

#### 第11 講習の廃止

講習実施者は、当該講習を廃止したときには、遅滞なく、第6号様式により国土交通大臣に届け出るものとする。

#### 第12 附 則

- 1 この要領は、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成19年5月8日から適用する。

(別紙2)

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第1 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

1 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送を除く。)又は過疎地有償運送の運転者にあつては以下のとおりとする。

社団法人日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した者であること。

2 市町村運営有償運送(市町村福祉輸送に限る。)又は福祉有償運送の運転者にあつては以下のとおりとする。

社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

3 市町村運営有償運送(福祉自動車以外の自動車を使用して行う市町村福祉輸送に限る。)の運転者にあつては以下のとおりとする。

施行規則第51条の16第3項に規定する福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う運転者の要件を備えた者(当該要件を備えた者が乗務している場合の運転者を含む。)であること。

第2 施行規則第51条の16第3項第3号に規定する同項第2号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

① 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。

② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者であること。

第1号様式

平成 年 月 日

国土交通大臣 へ

住所

氏名又は名称

代表者

(印)

道路運送法施行規則第51条の16第5項の規定に  
基づく認定の申請

今般、自家用有償旅客運送に係る運転者等に対して行う講習の認定を受けたいので、道路運送法施行規則第51条の16第5項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。



## 記 載 事 項

1. 名称及び主たる事務所の所在地

2. 講習の対象及び名称

3. 講習の実施に関する計画  
イ 講習を実施する組織

ロ 講習の実施要領

4. 経理に関する事項

5. その他

番 号

認 定 書

殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった講習については、道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 4 項の基準に適合するので認定する。

講習の種類

講習の名称

平成 年 月 日

国土交通大臣 ○ ○ ○ ○



平成 年 月 日

国土交通大臣 あて

住所

氏名又は名称

代表者

認定の記載事項に係る変更届出書

今般、「道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領」第9の規定により、国土交通大臣に提出する申請書に添付する書類に記載する事項を下記のとおり変更したので、届出いたします。

記

変更年月日

変更した事項

内 容	
新	
旧	

平成 年 月 日

国土交通大臣 あて

住所

氏名又は名称

代表者

(印)

## 代替講習実施届

今般、下記のとおり代替講習を実施することとしたいので、「道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領」第9の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

### 記

1. 講習の対象及び名称
2. 講習の種類
3. 実施予定年月日
4. その他

平成 年 月 日

国土交通大臣 あて

住所

氏名又は名称

代表者

## 廃止届

今般、下記のとおり講習を廃止しましたので、届出いたします。

### 記

1. 廃止した講習の種類
2. 廃止した講習の名称
3. 廃止年月日
4. 廃止した理由

事 務 連 絡

平成19年6月1日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一・第二）課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室長

改正前の道路運送法第80条第1項の許可を受けた訪問介護員等の

講習の取扱いについて

訪問介護事業所等の指定を受けた旅客自動車運送事業者を運送需用者とする訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可については、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号。以下「169号通達」という。）により取り扱っているところであるが、平成18年9月30日以前に改正前の道路運送法第80条第1項の許可を受けた訪問介護員等であって、かつ、「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号）で定める福祉有償運送運転者代替講習を修了した者については、169号通達のⅡ. 3. (3). ②で定める講習の修了者として取り扱うこととしたので、了知されるとともに関係者に周知願いたい。

草津市告示第268号

草津市有償運送運営協議会設置要綱を次のとおり制定する。

平成19年12月27日

草津市長 伊庭 嘉兵衛

草津市有償運送運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という）および地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために、草津市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域公共交通総合連携計画の策定および変更に関する事項
- (2) 本市の実情に応じた適切な自家用有償旅客運送の態様に関する事項
- (3) 法第79条の規定に基づき自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (5) その他自家用有償旅客運送に関して協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 市に営業区域が存するバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体が指名する者
- (3) 市民または市域における自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (4) 近畿地方運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (6) 現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) 学識経験者その他市長が必要と認める者



(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で同意を得て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験者として委嘱された委員の代理出席については、この限りでない。

6 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

7 会議は、原則公開でおこなうものとする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(幹事会)

第7条 協議会は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は平成19年12月27日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に委嘱または任命された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。